

令和2年3月5日

「認定NPO法人」の認証取得 ご報告

春寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

この度NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ（ONCC）は令和元年10月30日付大阪府4号条例指定NPO法人認証（大阪府で7団体）に引き続き、令和2年3月2日付大阪府認定NPO法人認証（12団体目）を取得することができました。

これもひとえに皆さま方のご協力のお陰と深く感謝申し上げます。

今後、皆さま方のご支援を無駄にしないように活動していくには、まだまだ微力ではございますが、役員一同一丸となって認定NPO法人にふさわしい活動を心がけてまいりますので、今までに倍してご支援賜りますようお願い申し上げます。

認定NPO法人 大阪府北部コミュニティカレッジ
理事長 猪谷 義弘

※認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人は、NPO法人への寄付を促すことより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定する制度です。

「認定NPO法人」とは、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして、各自治体から認定を受けたものをいいます。この「認定NPO法人」に対する寄付は「**寄付金控除（税額控除）**」の対象となり、税制上の優遇措置が講じられます。これは寄付者の方だけでなく、私たちNPO法人にとっても社会支援を行うための資金を集めやすくなるというメリットがあり、社会問題の解決、そして日本におけるNPOセクターの発展にも今後ますます寄与していくでしょう。しかし、寄付金控除の本来のメリットは実はそれだけではありません。寄付金控除を行うことで、本来税金として国に納められ、政治・行政によってのみ決定されていた税金の用途を、自ら決められる、ということ。

つまり、この税額控除という制度によって、**市民自らが社会問題の解決を、国・行政に託すか、自ら選んだ機関（NPO法人）に託すかを主体的に決めることができ、社会を変える方法を自ら選べる**ということなのです。これは、市民に「新たな政治へのコミットメントが開かれた」という歴史的な意義があります。